慶弔規程

1. (趣旨)
   1. 第1条 この規程は、　　　　　　　　　　（以下、協会）運営と直接関係する慶事、弔慰等儀礼交際に関する基準を定めるものとする。
2. (儀礼交際の範囲)
   1. 第2条 儀礼交際費を支給できる対象は、別表に掲げる範囲内とする。
      1. 2 慶事及び別表にあてはまらないものについては、理事会の判断でその都度定める。
3. (支給金額の基準)
   1. 第3条 支給金額は、1件に付き10,000円以内とする。
4. (規程の変更)
   1. 第4条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
5. 附則
   * 1. 1、この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

　別表(第2条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支出項目 | 支出対象 | | |
| 弔慰 | 協会 | 賛助会員代表者 | 本 人 |
|  | 顧 問 | 本 人 |
|  | 会 員 | 本 人 |
| 関係団体 | 代表者 | 本 人 |